

訓令甲第32号

警視庁職員退職手当取扱規程（昭和59年8月15日訓令甲第7号）の全部を次のように改正する。

平成12年10月16日

警視総監 野田 健

警視庁職員退職手当取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、警視庁に勤務する地方警察職員（以下「職員」という。）が退職（死亡による退職を含む。）した場合に支給する退職手当の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 職員の退職手当の取扱いについては、職員の退職手当に関する条例（昭和31年東京都条例第65号。以下「条例」という。）及び職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和31年東京都規則第116号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（所属長の内申手続）

第3条 所属長は、所属の職員が退職した場合は、その退職事由を調査し、当該職員（死亡による場合には、その遺族）に退職手当を支給することとなるときには、速やかに退職手当支給額の決定に必要な内申関係書類を作成して、給与課長（給与係経由）に送付しなければならない。

（退職手当の決定手続）

第4条 給与課長は、前条に規定する内申関係書類を受理した場合は、これを審査、算定の上、決定された支給額等について、警務部長が定める退職手当額計算書及び退職手当額決定通知書により所属長を経て退職した職員又はその遺族に交付するものとする。

（失業者の退職手当の申請手続）

第5条 失業者の退職手当を受けようとする者は、規則に定める失業認定申告書等により給与課長（給与係経由）に申請しなければならない。

（失業者の退職手当の決定手続）

第6条 給与課長は、前条に規定する失業者の退職手当の申請を受理した場合は、これを審査し、受給資格を有すると認定したときは、失業者の退職手当の支給額を算定の上、決定された支給額について、警務部長が定める失業者の退職手当決定通知書により申請者に交付するものとする。

(退職手当支給日)

第7条 退職手当の支給日は、その都度給与課長が定めるものとする。

(退職手当に係る口座振替)

第8条 条例第18条に定める口座振替の振込先は、2口座を限度とする。

(退職手当支給の一時差止手続)

第9条 所属長は、退職した所属の職員が条例第14条の2第1項に該当するときは、その旨を速やかに給与課長に報告し、報告を受けた給与課長は退職手当の支給を一時差し止めるものとする。

附 則

この訓令は、平成12年10月16日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。